

#個人法人の別なく新規事業や起業の実績造りに有効な法人のご説明

一般社団法人は各地の商工会議所などのような組織で事業支援活動します。

しかし、異なる点は営利活動を行う事です。

社団法人の特性は個人法人関係なく事業者が互惠関係を目的にスキームを組んで活動します。

- ★1 将来の継続収益を業績で確保出来る自然創業型ビジネス
- ★2 メリットはご活動の固定経費が不要であること。
- ★3 コラボ形式でお互いの営業網を繋ぎ合って成果を得られること。
*成果を別ける事をしない為「個々に事業収益を確保」出来ること。
- ★4 リスクが無いこと。

社団法人に参加している事業者を法的には「社員」と呼ぶ事に定義されています。

社団法人の理事も法人で参加しても登記簿には「参加法人の代表個人名」の登記になります。

また、理事は「社団法人経営責任」はありません。

社団経営責任は社団の代表理事が負うわけです。

他の理事は 業務執行理事であり、自分の仕事にだけ責務を負います。

社団ご参加の実例

実績のない事業を始められる方は社団の事業特性を活用して実績を持った後に自主独立の単独事業で更なる発展を目指されています。

また、地方振興や公共的なテーマにご参加の方々とは

地域課題・地域企業の課題解決資する活動

重点テーマ：コミュニティー活性化 ビジネスモデル改革 人材確保・育成
事業の新規性と独自性を有している。

【社会に変化をもたらす基軸、基盤】

1. 人・モノ・カネの流れを効果的にし、「人と社会」の関りを豊に育む機能構成する。

*人材支援を基軸に行い、関連事業の展開にエネルギーを注ぎます。

【社団スキーム図表】【バリアフリー海外市場獲得 Network】の通り

<https://freenet.vietnam-agency.com/comprehensive-oem/>

2. 少子化による外国人採用の改善する。

【外国人材採用に掛かる経費削減とスキル人材を再雇用(リサプライ)を円滑に行う。】

3. 外国人と日本社会の共生環境に改善する。

【日本就労者が日本社会に参加を義務つけて倫理・公序良俗の意識を高めて事件防止】

4. 外国人在留許可申請の採用条件、就労条件を事業に添って企業内転勤で申請できる。

【企業内転勤ビザについて】

社団管理センター実務 Q&A <https://www.youtube.com/watch?v=MIWCygZi7ts>

宜しく願います。